東京都の取り組み

1. 保管事業者への指導の実施状況

〇8条の届出関係

・東京都では、PCBによる環境リスクの未然防止の観点から「東京都 PCB 適正管理指導要綱」に基づき保管届の他、使用届の提出も求めている。

〇立入検査の実施状況

・年間 300 件余の立入指導を実施。保管状況の確認・指導、微量に関する 周知の他、保管届の誤記載の訂正も行っている。

〇他部局との連携 (建築関係部署など)

・不適正処分を防止するため、解体工事届出と PCB 保管状況のデータを照合し、連携した指導を行う。

〇その他適正な保管に対する取り組み

- ・不適正処理の防止と災害時対応のためステッカーを配布する。
- ・微量 PCB 機器について、分析費補助の継続と処分費の一部助成を実施する。

2. 不適正処理の事例

・保管していた PCB 廃棄物を、什器類と一緒に誤って産廃業者に搬出し、 そのままプレス処理された。プレス処理現場の除染を行い、全ての中間 処分業者(339社)に「重電機器等の処分の受託について」の通知文を送 付し、PCBの不含証明や分析結果書の確認を周知した。

3. 未届出者の堀起こし(使用中機器の対策)

- ・経済産業省の電気関係報告の情報を東京都の台帳に追加し、保管届、使 用届の提出を求めている。
- ・電気保安協会、電気管理技術者協会や保管事業者に対し説明会を実施した他、商工会議所、商工会などの団体へ会員向けに周知を依頼した。

東京都から国への要望

1. 高濃度

〇安定器

- ・東京事業所における安定器処理が不可能な場合、JESCO全体での<u>安定器</u> の処理態勢を確立されたい。
- ・国は、安定器を分解することに対し望ましくないと見解を示している。 一方、保管事業者の保管場所において<u>分解を行う事業者が多くなっている。</u> <u>る</u>。飛散、揮散による環境リスクと作業者の健康リスクの観点から、設備等の条件整備を検討されたい。

2. 微量

〇微量 PCB 含有機器保有者の特定

・微量 PCB 含有機器は、分析を実施し含有を確認することで特定できる。 自治体では、微量 PCB 含有の可能性のある機器の使用者を把握できず苦 慮している。一方、経済産業省は電気事業法の<u>電気関係報告規則におけ</u> る届出により、使用中の微量 PCB 含有の可能性のある機器を把握してい る。

したがって、使用中のトランスなど分析可能なものについては、電気事業法の中で分析を義務付けるなど保有者を特定し、また、コンデンサなど使用中に分析不可能なものについては、年式による区別などにより保有者を特定し、使用中のPCB含有機器が通常産廃物として処分されることを防ぐため、自治体に情報提供されたい。

〇処理費用の補助

・グリーンニューディール事業には、2年を過ぎて継続しているものもある。微量 PCB 含有機器を特定するための<u>分析費用の補助についても再度</u> 創設されたい。

〇無害化処理認定施設の拡充など

- ・無害化処理認定施設が拡充されつつあるが、絶縁油と容器を合わせた処理ができる施設が少ない。保管者の負担軽減のために、<u>容器処理も含めた無害化処理認定施設を拡充</u>されたい。また、<u>容器処理のための様々な方式</u>の無害化処理認定施設を検討されたい。
- ・機器の使用中に絶縁油を入れ替えることで、PCB 廃棄物となる機器の数

を削減できる可能性のある<u>課電自然循環洗浄を確立</u>し、保有者の処理の 負担を軽減されたい。

・無害化処理認定施設における設備の<u>修繕などの維持管理について、マニュアルを作成し、安全な施設管理を指導されたい。</u>

3. その他

OPCB 廃棄物処理基金制度の弾力的な運用

・<u>倒産や事業廃止等</u>により処理費用の捻出が困難な者への更なる救済措置 や<u>マンション管理組合等を補助対象者に拡大</u>するなど、PCB 廃棄物処理 基金制度の弾力的な運用を図られたい。

〇特措法期限の対策

・PCB 含有機器の処理が特措法の期限内に終了するために、<u>使用中の機器</u> について、使用期限を定めるなど扱いを明確にされたい。